

高機能消防指令センター及び
消防救急デジタル無線更新
施工監理業務委託

仕 様 書

令和 7 年度

塩釜地区消防事務組合

第1 総 則

1 適用

本仕様書は、塩釜地区消防事務組合が調達し、塩釜地区消防事務組合消防本部が運用する、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の更新整備事業に係る施工監理業務に適用する。

2 用語の定義

- (1) 「発注者」とは、塩釜地区消防事務組合をいう。
- (2) 「受注者」とは、施工監理業務を発注者と契約締結した業者をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者に対する指示、承諾、協議等の職務を行うもの（発注者の職員）をいう。
- (4) 「請負者」とは、工事の施工に関し、発注者と契約を締結した建設業者または契約規定により定められたものをいう。
- (5) 「契約図書」とは、契約書及び施工監理業務仕様書をいう。
- (6) 「契約書」とは、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新整備施工監理業務委託契約書をいう。

3 業務の名称

本業務の名称は、「高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新施工監理業務委託」と称する。

4 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、委託契約締結後に塩釜地区消防事務組合議会の議決がされた場合、下記の業務期間に変更する。

記 変更業務期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

5 業務場所

	名称	住所
1	消防本部・塩釜消防署 (新庁舎)	塩竈市字伊保石地内
2	消防本部・塩釜消防署 (現庁舎)	塩竈市尾島町17-22
3	多賀城消防署	多賀城市八幡字一本柳117番地の17
4	松島消防署	宮城郡松島町松島字蛇ヶ崎右53
5	七ヶ浜消防署	宮城郡七ヶ浜町汐見台7丁目5-322

6	利府消防署	宮城郡利府町利府字堀切前 1 1 - 1
7	番ヶ森中継局	宮城郡利府町赤沼字番ヶ森 1 4
8	潮位観測システム ・西埠頭潮位観測所 ・磯崎漁港潮位観測所 ・小浜潮位観測所 ・塩竈市役所 ・多賀城市役所 ・松島町役場 ・七ヶ浜町役場 ・利府町役場	塩竈市港町 1 丁目 4 宮城郡松島町磯崎字長田 8 6 宮城郡七ヶ浜町花洲浜字館下 7 5 - 4 6 塩竈市旭町 1 番 1 号 多賀城市中央 2 丁目 1 - 1 宮城郡松島町高城字帰命院下一 1 9 番地の 1 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 番地の 1 宮城郡利府町利府字新並松 4 番地
9	伊保石基地局	塩竈市字伊保石 9 5 - 1 伊保石公園地内
10	松島基地局	宮城郡松島町高城 松島運動公園地内

6 配置する技術者

業務の実施にあたり、次のとおり技術者を配置すること。

(1) 現場責任者

現場責任者は、本業務の履行に関して工事全体を把握するとともに、段階的施工時には現場に立ち会って、施工確認及び指揮監督を行うものとする。

(2) 管理技術者

管理技術者は、設計図書の設計内容を的確に把握するとともに、施工監理等についての高度な技術力及び経験を有するものとする。

また、現場責任者及び管理技術者は、これを兼ねることができるものとする。

(3) 担当技術者

担当技術者は、設計内容の把握、施工方法等を的確に判断するとともに、施工監理等についての技術力及び経験を有し、かつ電気通信設備及び電気設備の専門的知識を有するものとする。

7 再委託

(1) 受注者は、施工監理における総合的な企画及び判断について、再委託することはできない。

(2) 前項の業務以外の再委託については、発注者の承諾を得なければならない。ただし、印刷、資料整理等の軽微な部分に該当するものについては、この限りではない。

8 業務の着手

受注者は、特記事項に定めがある場合を除き、契約締結後直ちに業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が施工監理業務の実施のため監督員との打ち合わせを開始することをいう。

9 法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する関係諸法令、条例等を遵守しなければならない。

10 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報について、発注者の許可なく外部に公表してはならない。

11 軽微な設計変更

設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、部材等の組み合わせ、接続方法等細部の取り合い、工事間における調整等の関係、監督員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、整備事業請負者等に対して指示すべき事項について監督員に報告するものとする。

12 提出書類

受注者は、次の書類を定められた期間以内に発注者が指定する様式によって提出しなければならない。また、様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。

書類名	提出時期	提出部数
着手届	着手時	2部
業務工程表	契約締結後7日以内	2部
現場責任者等届出書	作成後速やかに	2部
業務完了報告書	業務完了後速やかに	2部
委託業務履行報告書	毎月末	必要部数
工事進捗状況報告書	毎月末	必要部数
その他発注者が必要とする書類	作成後速やかに	必要部数

13 資料の貸与及び返却

関係資料は、必要に応じて受注者に貸与するが、貸与した資料については複写してはならない。

また、貸与した資料については、管理責任者を定め、適切な管理の下に取扱い、業務完了後は速やかに返却すること。

14 検査

- (1) 受注者は、契約書に基づき、発注者に対して業務の完了を業務完了報告書の提出をもって通知すること。
- (2) 発注者は、前項の業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を

行う。この場合において、発注者は、提出書類、成果品等の内容を審査するものとし、必要と認める場合には、提出書類、成果品等の内容について受注者に意見を求めることができる。

1 5 条件変更等

- (1) 条件変更は、原則として認めない。ただし、予期せぬ特別な状態が生じた場合で、発注者と受注者が協議し、条件変更に適合すると判断した場合はこの限りではない。
- (2) 発注者が、受注者に対して本仕様書の変更または訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。

第2 業務内容

受注者は、契約書及び本仕様書に定めるもののほか、対象整備事業の整備事業請負契約書及び設計図書のとおり整備事業契約の履行期間内に対象事業の目的物を完成させるため、監督員と協力して施工監理を履行するものとする。

1 打合せ

- (1) 請負者と受注者が定期的に実施する打合せ（原則月一回）に参加すること。
- (2) 上記以外において、監督員が必要と認めたときに受注者と打合せを実施し、速やかに記録を作成し提出すること。
- (3) 受注者は、施工監理業務が適切に行われるよう、請負者と定期的かつ密接に連絡を取り、施工状況について把握すること。

2 設計意図を請負者に正確に伝えるための業務

請負者との打合せで、設計図書について質疑が生じた場合、請負者と十分に調整を行い、監督員と協議を実施すること。

3 施工図作成等に対する助言

請負者が作成する施工図について、請負者に対して助言すべき事項を監督員に報告すること。

4 施工計画の検討及び助言

現場、製作工場等における特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、請負者に対して助言すべき事項を監督員に報告すること。

5 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

施工図等の検討は、設計図書との食い違いの有無、納まりの確認、既設設備との整合性等について確認を行うこと。

6 施工図等の精査及び承諾に対する助言

前項における確認の結果、請負者から提出された施工図等の精査を行い、発注者が行う承諾について、請負者に対して助言すべき事項を監督員に報告すること。

7 材料、仕上げ見本等の検討及び承諾に対する助言

請負者から提出された材料、仕上げ見本等の精査を行い、発注者が行う承諾について、請負者に対して助言すべき事項を監督員に報告すること。

8 設備の機械器具に関する検討及び承諾に対する助言

請負者から提出された機械器具等の承諾願に対する精査を行い、発注者が行う承諾について、請負者に対して助言すべき事項を監督員に報告すること。

9 工事内容と設計図書の照合及び発注者への報告

- (1) 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認をし、その内容を発注者へ報告すること。
- (2) 確認については、試験、目視、計測等の各行為を現場に立会い確認することを原則とし、万一現場に立会うことができない場合は、請負者等が行った試験、目視及び計測の結果を記した書面をもって確認することができる。

10 資器材検査の立会い及び承諾に対する助言

受注者は、資器材検査の立会い及び検査に必要な資料等の準備に協力すること。

(1) 検査時期

請負者から材料検査請求書が提出され、立会いによる検査を実施する必要があると判断した発注者が、請負者から意見を聞き、協議した上で決定する。

(2) 検査に係る準備

受注者は、資器材検査までに請負者から提出された材料、仕上げ見本、機械器具等の承諾願等を確認し検査に臨むこと。

(3) 検査の立会い

検査には、管理技術者もしくは担当技術者が立会うこと。

11 中間検査の立会い及び承諾に対する助言

受注者は、中間検査の立会い及び検査に必要な資料等の準備に協力すること。

(1) 検査時期

中間検査を実施する必要があると判断した発注者が、請負者から意見を聞き、協議した上で決定する。

(2) 検査に係る準備

受注者は、中間検査までに次の書類を確認し検査に臨むこと。

- ① 工事の契約図書（対象整備事業の事業請負契約書、設計図書、施工計画書、工程表等）
- ② 工事の監督記録、工事記録写真及び各種試験記録
- ③ その他監督員が必要と認めるもの

(3) 検査の立会い

検査には、管理技術者もしくは担当技術者が立会うこと。

12 工事完成通知書及び完成図書の精査並びに承諾に対する助言

- (1) 受注者は、請負者から工事完成の通知を受けたときには、速やかに工事の完成を確認し、その旨を発注者に通知すること。

- (2) 受注者は、設計図書の定めにより請負者が提出する完成図書等について、その内容が適切

であるか確認し、結果を発注者に報告すること。

- (3) 前項確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を発注者に報告すること。

1 3 工事完成検査及び契約条件が遂行されたことの確認

工事完成検査及び契約条件が遂行されたことの確認については、現場立会いで行うこと。
また、検査に必要な資料等の準備に協力すること。

(1) 検査時期

請負者から提出される工事完成検査願が提出された後で、発注者が示す時期

(2) 検査に係る準備

受注者は、完成検査までに次の書類を確認し検査に臨むこと。

- ① 工事の契約図書（対象整備事業の事業請負契約書、設計図書、施工計画書、工程表等）
- ② 工事の監督記録、工事記録写真及び各種試験記録
- ③ その他監督員が必要と認めるもの

(3) 検査の立会い

検査には、管理技術者もしくは担当技術者が立会うこと。

1 4 契約目的物の引渡しに伴う立会い

目的物の引渡しは、工事完成検査に合格した後とし、必要に応じて立会いを行うこと。

また、発注者が契約不適合責任等に関する調査を行う場合は、当該調査に協力し立会うこと。

1 5 変更工事の処理

受注者は、工事の契約内容を変更する必要がある場合に、その変更内容が適切であるかどうか精査し、発注者に報告すること。

1 6 関係官公署への手続き等

- (1) 受注者は、施工監理の実施にあたり、発注者が行う関係官公署等への手続き及び立会いの際に協力すること。

また、受注者は、施工監理を実施するため、関係官公署等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- (2) 受注者が、関係官公署等から交渉を受けたときには、遅滞なくその旨を監督員の報告し、協議するものとする。

1 7 工事に係る措置

- (1) 受注者は、災害防止その他工事の施工上、特に必要があると認められるときは、請負者に対し臨機の措置を執り、その措置内容を直ちに発注者に通知し、意見を聞かなければならない。

(2) 受注者は、次の内容において、十分に事態を把握した上、速やかに発注者に通知し、意見を聞かなければならない。

- ① 工事関係事項について、関係官公署から指示または注意を受けたとき。
- ② 近隣からの工事に関する苦情について、請負者と十分協議の上、必要な措置を執ったにも関わらず、その苦情が処理できないとき。
- ③ 天災地変等その他の事由により工事進捗に支障をきたし、工事中止の事情が生じたとき。
- ④ 工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき。
- ⑤ 工事遅延の恐れがあるとき。
- ⑥ 請負者が事業契約図書または関係法令に違反し、発注者の適正な指示等に明らかに従わないとき。
- ⑦ その他施工監理業務を遂行する上で、必要と認められる事態が発生したとき。

1 8 その他監理業務を実施するために必要な業務

受注者は、この仕様書に記載されていない事項についても、本事業の施工監理業務を実施するために必要な業務を実施すること。

1 9 成果品の提出

受注者は成果品として、次のとおり提出すること。

なお、提出部数は、電子媒体及び紙媒体で各2部とする。

- (1) 監理業務報告書
- (2) 工事施工監理簿
- (3) 工事機器材料等検査簿
- (4) 工事打合せ書、指示書
- (5) その他発注者が指示する書類